

令和3年第3回（通算757回）中山町農業委員会会議録
令和3年3月25日午前9時、中山町役場大会議室において令和3年第3回（通算757回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 庄司正 | 3) 横山昭義 |
| 4) 今野宏 | 5) 秋葉利美 | 6) 高橋富貴子 |
| 7) 折笠満 | 8) 秋葉俊博 | 9) 石沢伸悦 |

●会議の事件は次のとおり

- 議第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第11号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第12号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第13号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第14号 令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第15号 中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回通算757回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において3番 横山 昭義委員、4番 今野 宏委員を指名いたします。

議 長 議第9号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内

容について報告を求めます。

3番委員 3月16日、中山町役場大会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の所有権移転の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第9号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議長 異議ないものと認め、議第9号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議長 議第10号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長 これで質疑を終結いたします。

議長 議第10号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 10 号農地法 3 条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 11 号令和 3 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員 本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他 24 件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 11 号令和 3 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 11 号令和 3 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 12 号に入る前に一言申し上げます。議第 12 号につきましては、6 番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

————— 高橋富貴子委員退席 —————

議 長 再開します。議第 12 号令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山

昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員

本案件は、利用集積計画の新規賃借権設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査

●●●●及び●●●●他 7 件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長

ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長

これで質疑を終結いたします。

議 長

議第 1 2 号令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長

異議ないものと認め、議第 1 2 号令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

————— 高橋富貴子委員着席 —————

議 長

議第 1 3 号令和 3 年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3 番委員

本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査

●●●●及び●●●●他 1 0 件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長

ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第13号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

———— 全委員挙手 ————

議 長 異議ないものと認め、議第13号令和3年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第14号に入る前に一言申し上げます。議第14号につきましては、6番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

———— 高橋富貴子委員退席 ————

議 長 再開します。議第14号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権再設定にかかるものですが、関与する農業委員が議事に参与できない案件でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、許可することといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、今総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第14号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

———— 全委員挙手 ————

議 長 異議ないものと認め、議第14号令和3年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたしま

す。休憩します。

高橋富貴子委員着席

議 長 議第15号中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、横山昭義農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

3番委員 本案件は、中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いします。

鈴木主査 ●●●●に係る農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問についてについて説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第15号中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第15号中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議第 11 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 12 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 13 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 14 号 令和 3 年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 15 号 中山町農業振興地域整備計画の変更に係る中山町長からの諮問

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員